

第 6 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 3 日)

平成 2 0 年 6 月 2 3 日 (月 曜 日)

議事日程

平成 2 0 年 6 月 2 3 日 午前 9 時 3 0 分 開議

1. 再開 (開議) 宣告

1. 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 86 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 87 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第 4 議案第 88 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 5 議案第 89 号 平成 20 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第 6 議案第 90 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 7 議案第 91 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 8 議案第 92 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 9 議案第 93 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 10 議案第 94 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 11 議案第 95 号 平成 20 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 12 議案第 96 号 平成 20 年度大山町索道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 13 議案第 97 号 大山町監査委員条例の一部を改正する条例について

日程第 14 陳情第 5 号 永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求める陳情

日程第 15 陳情第 6 号 最低賃金の引き上げと制度のさらなる改正を求める陳情

日程第 16 陳情第 7 号 過剰な農薬取締法により、植物からなる農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書の提出についての陳情

日程第 17 陳情第 9 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情

日程第 18 陳情第 10 号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情

日程第 19 発議案第 4 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について

日程第 20 発議案第 5 号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

の提出について

- 日程第 21 町有地等活用調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 22 議員定数等調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 23 発議案第 6 号 大山町議会議員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 24 発議案第 7 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 発議案第 8 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項
の指定について
- 日程第 26 農業委員会委員の推薦について
- 日程第 27 議員派遣について
- 日程第 28 閉会中の継続審査について(教育民生常任委員会：陳情第 8 号)
- 日程第 29 閉会中の継続審査について(教育民生常任委員会：陳情第 11 号)
- 日程第 30 閉会中の継続調査について(総務常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 31 閉会中の継続調査について(教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 32 閉会中の継続調査について(経済建設常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 33 閉会中の継続調査について(議会運営委員会 所管事務調査)

本日の会議に付した事件

1. 再開（開議）宣告

1. 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 86 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 3 議案第 87 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 4 議案第 88 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 5 議案第 89 号 平成 20 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 90 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 91 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 8 議案第 92 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 93 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 10 議案第 94 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 11 議案第 95 号 平成 20 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 96 号 平成 20 年度大山町索道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 97 号 大山町監査委員条例の一部を改正する条例について

- 日程第 14 陳情第 5 号 永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求める陳情
- 日程第 15 陳情第 6 号 最低賃金の引き上げと制度のさらなる改正を求める陳情
- 日程第 16 陳情第 7 号 過剰な農薬取締法により、植物からなる農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書の提出についての陳情
- 日程第 17 陳情第 9 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情
- 日程第 18 陳情第 10 号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情
- 日程第 19 発議案第 4 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について
- 日程第 20 発議案第 5 号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
- 日程第 21 町有地等活用調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 22 議員定数等調査特別委員会の調査報告について
- 日程第 23 発議案第 6 号 大山町議会議員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 24 発議案第 7 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 発議案第 8 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について
- 日程第 26 農業委員会委員の推薦について
- 日程第 27 議員派遣について
- 日程第 28 閉会中の継続審査について(教育民生常任委員会：陳情第 8 号)
- 日程第 29 閉会中の継続審査について(教育民生常任委員会：陳情第 11 号)
- 日程第 30 閉会中の継続調査について(総務常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 31 閉会中の継続調査について(教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 32 閉会中の継続調査について(経済建設常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 33 閉会中の継続調査について(議会運営委員会 所管事務調査)

追加議事日程〔第 1 号の追加 1〕

- 日程第 1 陳情第 12 号 町道上坪名和神社線改良工事における歩道の設置位置の変更を求める署名
- 日程第 2 陳情第 13 号 農地転用等に関する国の権限・関与の維持に関する要請
- 日程第 3 陳情第 14 号 名和インターアクセス道に関する陳情
- 日程第 4 閉会中の継続審査について(経済建設常任委員会：陳情第 13 号)

出席議員（20名）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 近 藤 大 介 | 2 番 | 西 尾 寿 博 |
| 3 番 | 吉 原 美智恵 | 4 番 | 遠 藤 幸 子 |
| 5 番 | 敦 賀 亀 義 | 6 番 | 森 田 増 範 |
| 7 番 | 川 島 正 寿 | 8 番 | 岩 井 美保子 |
| 9 番 | 秋 田 美喜雄 | 10 番 | 尾 古 博 文 |
| 11 番 | 諸 遊 壊 司 | 12 番 | 足 立 敏 雄 |
| 13 番 | 小 原 力 三 | 14 番 | 岡 田 聰 |
| 16 番 | 椎 木 学 | 17 番 | 野 口 俊 明 |
| 18 番 | 沢 田 正 己 | 19 番 | 荒 松 廣 志 |
| 20 番 | 西 山 富三郎 | 21 番 | 鹿 島 功 |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 柏 尾 正 樹

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|----------------------|-----------------------|
| 町長 …………… 山 口 隆 之 | 副町長…………… 田 中 祥 二 |
| 教育長 …………… 山 田 晋 | 代表監査委員…………… 椎 木 喜 久 男 |
| 総務課長 …………… 田 中 豊 | 企画情報課長 …………… 小 谷 正 寿 |
| 住民生活課長 …………… 小 西 廣 子 | 税務課長 …………… 野 間 一 成 |
| 建設課長 …………… 押 村 彰 文 | 農林水産課長 …………… 池 本 義 親 |
| 水道課長 …………… 船 田 晴 夫 | 福祉保健課長 …………… 戸 野 隆 弘 |
| 人権推進課長 …………… 近 藤 照 秋 | 観光商工課長 …………… 福 留 弘 明 |
| 大山振興課長 …………… 斎 藤 淳 | 診療所事務局長…………… 中 田 豊 三 |
| 地籍調査課長…………… 種 田 順 治 | 教育次長…………… 狩 野 実 |
| 社会教育課長 …………… 小 西 正 記 | 学校教育課長…………… 西 田 恵 子 |
| 幼児教育課長 …………… 高 木 佐奈江 | 農業委員会事務局長…高 見 晴 美 |

午前 9 時 3 0 分 開会

開議宣告

○議長（鹿島 功君） みなさん、おはようございます。6月定例議会も、本日よりいよいよ最終日となりました。それではただいまよりはじめたいと思いますが、本日は、追加議案 1 件とその他の議案の質疑・討論・採決を行なっていただきたいと思います。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（鹿島 功君） 次に、本日までに受理した陳情は、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

日程第2 議案第86号

○議長（鹿島 功君） 日程第2、議案第86号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 大山診療所につきましては、このおかれる科につきましては、何もありませんが、専任のレントゲン技師がおられることになりましたし、それからCTスキャナも置いてあることですので、大山診療所には放射線科というのを置いてもらえるかなと思って、わたし期待しておりましたですけれど、この循環器内科だけになりましたのですが、そこら辺の辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 岩井議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○診療所事務局長（中田豊三君） 議長、診療所事務局長。

○議長（鹿島 功君） 診療所事務局長。

○診療所事務局長（中田豊三君） 岩井議員さんの、現在の二つの診療科がございまして、大山診療所に、放射線科の設置というご意見でございまして、まず今回提案しましたのは、先生の新しくいらっしゃいました先生の専門でございまして循環器内科を新たに設置させていただきます、で、神経内科を廃止させていただきますけれども、医療法の中でいろいろ通達が出ておりますけれども、一人の医師によりまして診療科目は二つまでという規定がございまして、今回、内科と循環器内科ということで、ご提案させていただきます。で、これ、先ほどのご提案につきましては、三つ目の科を標榜するかどうかということにもなりますので、これはまあ検討させていただきたいということですのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 86 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 87 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3、議案第 87 号 大山町種原辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 87 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 88 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 4、議案第 88 号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 88 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 89号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第89号 平成20年度大山町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 一点質問させていただきます。補正予算の4ページになるんですけども、ふるさと納税の対応ということで、今回寄附金で「ふるさと応援寄附金」という内容で200万歳入が計上してあります。町の財政も決して楽でない厳しい中ですね、このふるさと納税による寄附金、多く集まれば集まったほどいいわけですし、そういう意味では、執行部始めわれわれ議員も頑張れば頑張った分だけ町の財政が多少でも楽になる性質のものではないかと思っております。今回予算として挙がっております200万円という金額、歳入不足にならないよう最小限の予算が一応組んであるものだというふうに理解しておるんですが、町の執行部としてはですね、この200万よりもっともっと大きな金額を目標としてもっておられるのではないかなというふうに思うわけですが、この200万の金額を積算された見込みと、もし目標としていくらか掲げておられるのであれば、そのいくらぐらい今年度寄附金を集めたいというもくろみなのか2点お答えをお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。近藤議員さんの質問に答弁させていただきますが、ふるさと納税制度始まったわけでございますけれど、大山町としても先ほどご提案をいたしましたように、基金を設けて大山の自然を守る、あるいは福祉の充実を図る、それから教育の振興を図る、その他という4つの目的をもって、これを基金を設置するというところで、取り組んでおるところであります。まあどの位を目標にしているかということでもありますけれど、正直申し上げまして、初めてのことでありますので、どのくらい多くの方にご協力いただけるかというのは正直言ってなかなか掴みにくいというふうに思っています。これは全国的にもやはり同じようなことではないかなと思っております。この制度自体をやはり国を挙げて、それぞれの自治体も頑張っておりますけれど、やはり周知をしていかないとなかなか実現していかないだろうというふうに思っているところであります。

まあ、気持ちとしてはたくさんという気持ち、当然ありますけれど、あまり大風呂敷を広げて、それこそ予定した金額に大きな開きがあるようでも、私どもとしても、ちょっと困るなという思いの中で、とりあえず200万ぐらいで向かってみようかと、中途でもありますので、そんなような思いであります。実は担当課としては、最初挙げてきたのが500万で挙げてきましたけれど、うーん、まあ、よけにこしたことは

ないですけど、まずは200万ぐらいから今年度スタートしてみようじゃないかというように取り組んだ、ご提案させていただいたような経過でございます。決して200万が最低の目標と思いませんので、皆さん方、先ほどご質問にありましたように、多くの方にこの制度をご周知いただいて、そして大山に対してのご支援をいただき、そういった環境をみんなで作っていくことによってこの金額がどんどん広がっていくというふうに思っておりますし、またただ財政が大変なので、財政を助けてくださいという、そういったそういうだけのメッセージではなくて、やはり皆さんの力でこの大山を盛り上げていく、より一層まちづくりに取り組んでいく環境を作りたい、そんなようなことを訴えていかなければならないのかなというふうに思っているところであります。以上であります。

○議員（1番 近藤大介君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） まあ、町長のお考えは分かるんですけど、繰り返しになりますが、頑張れば額が頑張っただけ集まる、そういう性質のものだと思うんです、税金の徴収とはまた少し違いまして。そういう意味ではですね、目標とする金額をいかにして集めるか。ただ漠然と「皆さん協力をお願いします」というだけではなくってですね、やはり一つ、まあ予算としては200万でいいかとは思いますが、一つ目標をもってですね、何とか例えば平成20年度は、500万なら500万、1,000万なら1,000万集めようと。そのためにはどうしたらいいか、というふうに考えながら、集めていかないとなかなか、町長が考えておられる実績も上がってこないんじゃないかと思うんですけども、もう少し踏み込んでこの寄附金をお願いしていくシステムを考えられませんかでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、先ほど申し上げましたように、まあ、初めての取り組みということでもあります。チラシも作ったところでもありますので、これを職員を中心に大山にゆかりの方々、あるいは大山を応援していただける方々に呼びかけていきたいというふうに思っておりますけれども、申し上げましたように当然一つの目標としての200万という設定をいたしましたけれども、またその状況によっては更に、その目標を上げていくということもできるというふうに思っていますが、いずれにしてもこれからどういうふうな形でこれを多くの方に認知いただいご支援いただけるような仕組みを作っていくかっていうこと、これ内部でも今検討していきたいというふうに思っておりますし、早速その取り組みをしていきたいと思っておりますので、議員の皆さん方からもいろんな情報等いただければ、一緒になって取り組んでいけるかなというふうに思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 9番、秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 1点だけ伺いますけれど、チャレンジプラン支援事業、この度の補正で1,200万ほど。で、当初に900万ほど挙がってました。その申し込み状況と、採択された件数ですね、で、中身が分かればどういう農家の経営体が一番多いのかちょっと教えていただきたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 秋田議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） チャレンジプランのご質問にお答えをいたします。

まず、申し込み状況でございますが、当初900万計上いたしておりましたのは、申し込み確定が2件でございます。結果、既に申し込みが済みましては3件ございます。で、3件につきましては、900万を消化いたしまして、今回補正で計上しておりますのは、4件でございます。で、この4件のうちの内訳は、1件は農事組合でございますし、もう3件は認定農業者の方であります。で、この中身につきましては、19年度の現年度分で既に採択になっております3件分につきましては、トラクター2件、その他乾燥機、あるいは農業施設の一部改修等であります。で、新しく4件計上いたしておいておりますのは、コンバイン2件、トラクター2件、ビニールハウスの修繕1件、作業場の改装1件でございます。以上です。

○議員（9番 秋田美喜雄君） 議長、9番。

○議長（鹿島 功君） 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田美喜雄君） と、いいますのは、申し込みをする時点でもうだいたい採択されるように、書類審査、いろんな審査をされて、それに合うように、ということに理解していいですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 再質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 農林水産課長。

○農林水産課長（池本義親君） まずチャレンジプランにつきましては、町の審査会がございます。で、審査会にそういった物件が出てまいりますので、町の審査会としましては、まずは中身を見させていただきまして、審議。で、その後、県の方へ審査にあがりますので、町の方としましてはある程度出てきたものに対して肉付けをする、あるいはアドバイスをする、これ町に限らずメンバー、普及所、あるいはJAさん、

認定農業者協議会の会長さん等ございますので、その中で判断をして県の審査会上げるといった形でございます。従いまして県の審査会によってまた審議されますので、全部通るといったものでもございません。その中で、過去の例でいきますと、当然、審査が通らなかったという案件もありますし、ほとんど通るといった状況でございます。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第89号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第90号

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議案第90号 平成20年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議員（鹿島 功君） 20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 本議案は、先の臨時会で税条例が上程され、決定されたものを受けての上程でございます。

ご案内のように本年度から、後期高齢者医療制度が始まりました。県下の市町村も、鳥取県後期高齢者医療広域連合を結成し、本町も参加をしています。聞くところによりますと、いろいろ問題があるので、その広域連合会も国に見直しの要望をしたと聞いております。その見直しの要望は、どのようなものであったのでしょうか。

また、各町村に要望の取りまとめもあって、町村の意見を聞いたそうですが、本町ではどのような意見を述べられましたか。

次に国保会計には、国の指示額という表現があります。交付金であるとか、支援金であるとか、納付金であるとか、納付金であるとか、拠出金を支出する仕組みになっておるようでございますが、このことについて、少しご説明を願いたいと思います。

それから地方分権一括法によってですね、地方自治法では、地方公共団体は法律ま

たは、これに基づく政令によらなければ国の関与は受けることがない旨定められています。地方自治法第245の2であります。したがって通達の出るまくはないのでありますけれども、聞くところによりますと、やはり国の方は以前とさして変わることなく助言と称するような通達が、頻頻と出されていると聞きます。この国保にですね、助言というふうなものはあるのでしょうか。以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。西山議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○住民生活課長（小西広子君） 議長、住民生活課長。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小西広子君） 西山議員さんの質問にお答えしたいと思います。まず後期広域連合の見直しの要望の取りまとめについてということでございますが、これにつきましては、いろいろ見直し等のことがありました中で、連合会としても国の方に要望を出した方がいいではないかということが、広域連合の会の中で、決定されたという具合に聞いております。この中で各町村にどのような実態があるかということの聞き取りがありました。その結果を報告したいと思います。

要望書の中で、一つ町の方がいいましたことの中につきましては、国の負担割合を高め、低所得者の保険料軽減や、個人単位の保険料軽減に切り、所帯所得の非適用等も含めて制度を見直ししてはどうかということを伝えました。広域連合として、各町村のものをまとめた結果がありますので、2、3報告をしたいと思います。

健康診査の国保補助の対象に制限を加えず、受診者全員を国保補助対象とすること。交付金負担金等について事前に概算交付をするとともに不足が生じた場合には、追加交付、または早期に精算交付をすること。国が責任をもって、長寿医療制度、後期高齢者医療の周知徹底を図ること。あと、2、3ありますけれど、主なものは以上でございます。

それから国保会計の中の国の指示額という表現をいたしました。これは提案理由の説明の中で、国から交付が決定になっているものについて、指示額、指示があるという具合に提案理由の方に書きました。

それから地方分権一括法については、国保については、助言はありません。以上で終わります。

○議長（鹿島 功君） 町長、次の質問、全部今ので答えが出ましたか。

○町長（山口隆之君） 質問者が良ければ。

○議長（鹿島 功君） いいですか。今の答弁で。

○議員（20番 西山富三郎君） はい、了解。

○議員（1番 近藤大介君） 議長、1番。

○議長（鹿島 功君） 1 番、近藤大介君。

○議員（1 番 近藤大介君） 1 点だけお尋ねいたします。歳入の関係なんですけれど、4 ページに辺りますが、今回補正になった大きな要因の一つとして、前期高齢者の交付金が当初の見込みよりも 1 億、約 1 億 7, 0 0 0 万増えておるわけです。で、この前期高齢者交付金の内容といいますか、性質について少し説明をお願いしたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。近藤議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○住民生活課長（小西広子君） 議長、住民生活課長。

○議長（鹿島 功君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小西広子君） 近藤議員さんの質問にお答えしたいと思います。前期高齢者交付金についてはどのようなものかということですが、これも新たにこの度の制度改正の中にできたものでございまして、高齢者医療確保法の方に規定をされておるところでございまして、65 歳以上 75 歳未満の人を便宜的に前期高齢者と言っておりますが、前期高齢者については退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じているために、これを是正するための財政調整制度が創設されたものでございまして、この交付金については、各保険者の加入者に占める前期高齢者の割合に応じて保険者間の不均衡を調整するために、社会保険の支払い基金から、保険者に交付または納付、保険者に交付されるものですし、納付も生じてきます。

したがって、政府健保とか健康組合は若い人が多いために、多くの負担金を納め、国保は前期高齢者の数が多いために交付金をもらうことになっております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 90 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第91号

○議長（鹿島 功君） 日程第7、議案第91号 平成20年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長、8番。

○議長（鹿島 功君） 8番、岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 歳出について、一点だけ質問をいたします。節の18備品購入でございますが、432万6,000円挙がっております。この中にホルター心電計というものを369万6,000円ぐらいな値段でということが挙がっておりましたですが、調べてみますと16年の3月25日に、このホルター心電計というものを441万円で購入してあります。今この心電計を買わなきゃいけない理由、それから今後、この機械が駄目で新しいのじゃないと駄目というのがあるんでしょうか。そこのところの説明をお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんの質問には担当課長から答弁させていただきます。

○診療所事務局長（中田豊三君） 議長。診療所事務局長。

○議長（鹿島 功君） 診療所事務局長。

○診療所事務局長（中田豊三君） 岩井議員さんのご質問にお答えします。ホルター心電図でございますが、この機械は24時間連続して心電図を記録する装置でございます。で、磁器記録用のカセットテープやカード対応の記録機を携帯して帰宅し、日常の活動中や就寝中の心電図を記録する装置でございますが、ただいま平成16年に購入がされておるということでございましたけれど、まず最初に田中医師が大山診療所に来られましたときに、いろいろな診療機器などを見ていただきまして、その中で、条例の方の一部改正にもご提案しておりますけれど、循環器内科がご専門ということで、特に心臓の方がご専門ということでございまして、特に医療機器の中でも心臓系の医療機器の方を重点的にご覧になりましたけれども、その中で、ホルター心電図というのはございますけれども、やはりこれは古いものでして、波形が十分に読み取れない。自分の専門の中での医療機器としては、いささかちょっとこれでは不十分だということでございまして、新しく購入していただきたいということで、自分のご専門を生かすために是非ともということで、今回ご提案をさせていただきました次第でございます。以上です。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） えー、そういたしますとこの古くて使えないわけで

すね。この16年に買った分は、で、それは廃棄ということになりますでしょうか。ということが1点と。それから先生の言われることはよく分かるんですが、わたしたち専門的なことが分かりませんので、先生にお願いするしかないんですが、もう一つ買われました機械が63万円、その分はどのような内容でしたでしょうか。ということの2点お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。岩井議員さんの再質問にも担当課長から答弁させていただきます。

○診療所事務局長（中田豊三君） 診療所事務局長。

○議長（鹿島 功君） 診療所事務局長。

○診療所事務局長（中田豊三君） 続きまして、ご質問にお答えさせていただきます。まず、ただいまございますフォルター心電図でございますけれども、これにつきましては、廃棄とかはまだ決定しておりません。それから心電図収録装置でございます。63万円で今回計上させていただいておりますけれども、この機械は往診などに携帯するものでございまして、非所にコンパクトな小さな心電図を読み取る機械でございます。で、往診等にこれを持っていかれて、その場で患者さんの心電図を見られるというふうに、その場で審査されるのに使う機械でございます。以上です。

○議員（8番 岩井美保子君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井美保子君） 1点だけお願いいたします。この機械、二つにつきましては、もう買ってあるんですか。これから買うんですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 診療所事務局長。

○診療所事務局長（中田豊三君） もちろん、議決をいただきましてから、もちろん買うものでございますので、全く先に買ったりなんてはいたしておりません。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第91号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第92号

○議長（鹿島 功君） 日程第8、議案第92号 平成20年度大山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第92号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第93号

○議長（鹿島 功君） 日程第9、議案第93号 平成20年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第93号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第94号

○議長（鹿島 功君） 日程第10、議案第94号 平成20年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第94号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第95号

○議長（鹿島 功君） 日程第11、議案第95号 平成20年度大山町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第95号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第96号

○議長（鹿島 功君） 日程第12、議案第96号 平成20年度大山町索道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（3番 吉原美智恵君） 議長、3番。

○議長（鹿島 功君） 3番、吉原美智恵君。

○議員（3番 吉原美智恵君） 事業の中の中の原スキーセンターについて、前回この議会で、メニューの考慮はどうかということで質問いたしました。大山町の名産を使った井などを企画されてはどうかということ質問しまして、町営とはいえ、採算が取れるように努力していかなければならないと思っておりますが、その件について検討しておられますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。吉原議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） ただいまの質問にお答えいたします。中の原スキーセンターの営業成績でございましたけれども、このお客さんが少ない中ではまずまずの成果をあげることができました。その中で、その営業成績を今詳細に分析をしておりますして、不採算メニュー、あるいは売れ行き不振メニュー、そういったもの見直しを現在行なっております。その中の一環といたしまして、大山町中の原スキーセンターならではのメニューの考案につきましても、具体的に検討をいたしておるところでございます。具体的なメニューの発表につきましては、年末頃になろうかと思っておりますけれど、ご期待いただければと思います。以上です。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議員（2番 西尾寿博君） 議長、2番。

○議長（鹿島 功君） 2番、西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） なかなか中の原は健闘したということになっております。しかしながら、この地球温暖化のあおりでですね、年々雪が減る可能性があります。わたしもスキーをしますが、中の原だけが黒字というようなことじゃないかなと思います。これはほとんど多分人件費、人件費削減でこういうことになったと。そうなりますと、2年、3年前ですか、合併問題がありました。この中で話し合われたことが、またあるかもしれないというようなことを聞いております。

もしですね、このまま上の原は、わたしも行ってみましたが、お客がほとんどありません。この決算方法は、以前聞きました。リフトの数、面積、あと入り込み数とさまざまなことを考慮しながら、配分を決めるというふうになっております。もし、各社連携というふうに政務報告でもありました。その中でこのような話し合いがあった場合、町として、どのような考えを持っておるかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。西尾議員さんの質問に答弁させていただきますが、中の原だけが黒字だったかどうかということは、各社それぞれ決算してみないと分かりませんが、まず、全体的には非常にどこも大変だったということは事実でありま

す。今シーズンは雪はありました。雪はありましたが、人がありませんでした。ということは、先ほどおっしゃるように、地球温暖化の中でおとどし雪不足によって、非常に大打撃だったわけでありますが、今シーズンは確かに年末、あるいは土日等が厳しかったんでありますけれども、年末いけなかったということもありますけれども、いずれにしても雪が降ってもスキー客はそんなにたくさん来るわけではない状況にあって、これは温暖化だけではなくて、スキーというものに対しての需要っていうのが減ってきているということもあるんじゃないかなと思っています。

そういった中で、各社それぞれ工夫をしながら、今取り組みをしているところがあります。決して中の原だけが、人件費を削減して黒字になったということではないというふうに思っております。どこもそれぞれいろんなご苦勞をしながら、やっておられるところがあります。

そういった中で、中の原、上の原、豪円山、国際、これがそれぞれ別々のスキー場ということではなくて、やはり、お客さんにとってみれば大山のスキー場でありますから、大山のスキー場としてお互いに協力できることは一緒にやっというところの中で、いろんな取り組みをして経費の削減を図ったり、あるいはお客さんに一体感をもって滑っていただき、大山におこしいただけるような環境を作ろうということで、いろんな取り組みをしてきております。そういった中で、決して中の原だけが生き残っていけばいいなんていうふうな考えはもっておりませんので、まあなかなかその、国際は遠いということでもなかなか行きにくい、そういったところもあるようでありまして、ただか、と言ってその国際のゲレンデがないというと大山のスキー場としての魅力が、半減してしまいます。

したがって、全体のスキー場としてこういった状況を踏まえ、どういうふうにしていこうかということは常日頃から議論はしておりますけれども、特にこういった状況を見ますと、本当により一層踏み込んでですね、スキー場全体として、できることを一緒に取り組んでいくっていうことを考えねばいけないなと思っております。先般の総会においてもそういったことを一応基本的な考え方としてはお互いにできることはお互いに協力しやっという中で、経費の節減と更には経営が持続的に運営できるように、な方法を考えようというふうなことを話し合ったところでもありますので、まあ来シーズンに向けて早いうちにそういった協議を深めていきたいというふうに思っているところでもあります。以上であります。

○議員（2番 西尾寿博君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西尾寿博君。

○議員（2番 西尾寿博君） 具体的にはですね、例えば合併、あるいは統合、そういった話がもし出た場合に町としてこの予算のない財源っていうか、今財政難の折りですね、そのようなことが考えられるか、あるいはそのようなこと、どの程度まで考

えてあるのか。その辺りをお聞かせ願いたい。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長、再質問に答弁させていただきますが、ご質問の主旨が少しわたしとして受け止め方が間違ってるかもしれませんが、財政が厳しいのは、行政も同じでありますけれど、ただスキー場、大山のスキー場はやはり大事な資源でありますから、これはスキー場として、きちっと持続的な運営ができるようにお互いがしていかなくちゃならないと思っておりますが、負債部分を町がみんな持つようなね、もってでもそのスキー場を運営していただくということではないとわたしは思っていますので考え方として、したがってそれ、やはりスキー場を運営していく中で、町営のスキー場もありますし、民間のスキー場もあるわけですが、こういったところをどういった形にすれば、効率的な経営がやっていけるのかということを考えていく中で、その中の原のスキー場自体をどういった位置づけにしていくかということも出てくると思います。一時は指定管理という話もありましたし、あるいは場合によっては、運営形態を例えば一つにしていくとか、まあいろんな考え方があると思うんですよね。だからそういったところも含めて今これから考えていかなくちゃいけないと思っております、決して町の財政が厳しい中で、他のスキー場も全て町が抱えてやっていくというようなことはとてもだないけど、できないだろうと思っておりますし、またいろんな議論をする中で、町としての判断をしなくちゃならないこと、これにつきましては議会の皆さんにご相談をさせていただきながら、やっていかなくちゃいけないというふうに思っているところであります。これからしっかりと各社と議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑をおわります。これから討論をおこないます。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第96号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第97号

○議長（鹿島 功君） 日程第13、議案第97号 大山町監査委員条例の一部を改

正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程をいただきました議案第97号 大山町監査委員条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定をされました。この法律では、地方公共団体に対し、財政健全化の判断指標として、平成19年度決算から、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率の公表を義務づけており、その公表された判断指標が基準を上回る場合は、財政健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早期に財政再建に向けて取り組むよう規定されております。

また、従来は普通会計の範囲で公表しておりました財政指標を、今回の改正では、財政破綻をいたしました夕張市の例を教訓に、すべての特別会計、公営企業等の財政比率も連結して公表するよう範囲の拡大が行われております。

さらには、財政健全化を判断比率の公表手順も示されており、地方公共団体は、健全化の判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、住民のみなさんに公表することとなります。

本案は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、監査委員に新たな監査義務が生じたことに伴い、所要な条例の整備を行うものであります。

なお、条例の施行の日は、公布の日いたしております。以上で、議案第97号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第97号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 陳情第5号～日程第15 陳情第6号

○議長（鹿島 功君） 日程第14、陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を採択しないように求める陳情についてから、日程第15、陳情第6号 最低賃金の引き上げと制度のさらなる改正を求める陳情についてまで、計

2件を一括議題といたします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、椎木 学君。

○総務常任委員長（椎木 学君） 総務委員長の椎木でございます。去る6月10日本会議で総務委員会に付託されまして、ただいま議題となりました陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を採択しないように求める陳情、及び陳情第6号 最低賃金の引き上げと制度のさらなる改正を求める陳情について、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。審査年月日は、平成20年6月16日、審査人数は5名でございます。

陳情第5号は、合併以前、旧3町で外国人に参政権を認めない陳情を採択しております。憲法解釈、国民的同意等も収束されておりません。さらには、国籍取得及び取得要件の緩和を優先して促進すべきとの観点もあり、全会一致で採択と決しました。

次に陳情第6号は、昨年6月定例議会において、同意同趣旨の陳情を当委員会が趣旨採択していることもあり、また、社会経済情勢も当時と大きく変わっていない状況であることを踏まえ、全会一致で、趣旨採択すべきものと決しました。以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分にしたいと思います。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。これから陳情第5号 永住外国人への地方参政権付与を日本政府に求める意見書を採択しないよう求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから陳情第5号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 続きまして、陳情第6号 最低賃金の引き上げと制度のさらな

る改正を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これから陳情第6号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第16 陳情第7号～ 日程第18 陳情第10号

○議長（鹿島 功君） 日程第16、陳情第7号 過剰な農薬取締法により、植物からなる農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書の提出についての陳情から、日程第18、陳情第10号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情まで、計3件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長 足立敏雄君。

○経済建設常任委員長（足立敏雄君） ただいま議題となりました陳情第7号 過剰な農薬取締法により、植物からなる農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書の提出についての陳情から、陳情第10号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情についてまで、計3件の陳情について、経済建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成20年6月16、17の2日間であります。審査人数は委員全員の7名であります。

まず陳情第7号は、安心安全な農作物を作るための農業用予防資材の中にも、国の基準以上の農薬の成分が検出された資材もあり、国民の安全安心を考慮し、多数決で趣旨採択に決しました。

次に、陳情第9号、これはミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情であります。が、国際的に米や穀物の供給が逼迫し、価格が高騰するという食糧事情の急変のもとで、従来の枠組みにとらわれることのない対応が必要であり、多数決で採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情第10号、これは公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情であります。が、近年、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられています。公的機関の役割の強化や、山村再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要で

あり、全会一致で採択すべきものと決しました。以上で、経済建設常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから陳情第7号 過剰な農薬取締法により、植物からなる農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書の提出についての陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第9号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第9号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 続きまして陳情第10号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第1

0号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第19 発議案第4号 ～ 日程第20 発議案第5号

○議長（鹿島 功君） 日程第19、発議案第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について及び日程第20、発議案第5号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についての計2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 経済建設常任委員長 足立敏雄君。

○提出者（経済建設常任委員長 足立敏雄君） 発議案第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第4号は、経済建設常任委員会で陳情第9号を審査した結果、採択すべきものと決しましたので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書。この間、トウモロコシ、大豆、小麦などの輸入穀物を原料とする食品の値上がりや、飼料穀物が思うように確保できない事態が生まれ、食料自給率がカロリーで39%、穀物で27%というなかで、これはわが国の数字であります、国民のなかに大きな不安が広がっています。

米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を及ぼし、国連のパン・ギムン事務総長は、「かつては1日3食とれた家庭でも2食か1食に減らさざるをえなくなった」と、新たな飢餓の広がりにより重大な懸念を示し、問題解決のための支援を呼びかけています。7月に北海道・洞爺湖で開催される「G8」（主要国首脳会議）でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになります。

食糧価格の高騰の原因は、地球の気候変動による生産の不安定化、途上国の経済成長・人口増にともなう需要の急増、世界的なバイオ燃料ブームによるトウモロコシの爆発的な需要増、ヘッジファンドなど大量の投機資金が穀物市場に流れ込んで異常な高騰を引き起こしていることにあります。

このように、原因が複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

現在、国民が食べることを望まないミニマムアクセス米が毎年、77万トンも輸入されています。政府は今年度、飼料用に70万トン振り向ける計画といわれています。この量は、米不足に苦しむフィリピンが緊急に手当てを必要とする米の量に匹敵するもので、人道上も許されるものではありません。

また、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担することにならざるをえません。その一方で、国内では、「生産過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大・強化されているのです。矛盾は明らかです。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の「義務」であるかのようになっていますが、本来、輸入は義務ではなく「輸入の機会を提供する」というものにすぎません。

国際的に米や穀物の供給が逼迫し、価格が高騰するという食糧事情の急変のもとで、従来の枠組みにとらわれることのない対応が求められています。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く求めるものである。

記、1. ミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しをWTO交渉の場で強力に働きかけること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成20年6月23日、鳥取県大山町議会、あて先は、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・農林水産大臣・厚生労働大臣・外務大臣、以上であります。

以上で、発議案第4号の提案理由の説明を終わります。

続きまして発議案第5号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第5号は、陳情第10号を審査した結果、採択すべきものと決しましたので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書、近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林林業は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法、平成18年6月の分であります。」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また旧緑資源機構は、「独立行政法人整理合理化計画（19年12月）に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業は、（独）森林総合研究所に継承させる措置が講じられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす水

源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分に寄与出来るよう、下記事項の実現を強く要請する。

記、1. 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出。

2. 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材のバイオマス利用の促進等により、間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材関連産業の振興。

3. 計画的に、水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保、施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における、国の関与のもとでの森林整備制度の創設。

4. 国有林事業については、国民共通の財産である国有林を適正に管理するとともに公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業の担い手の育成と地域活性化への寄与。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年6月23日付けであります。鳥取県大山町議会ということで、あて先は、衆議院、参議院の議長、それから内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、以上であります。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第5号 公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第21 町有地等活用調査特別委員会の調査報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第21、町有地等活用調査特別委員会の調査報告についてを議題とします。調査結果の報告を求めます。町有地等活用調査特別委員長 荒松廣志君。

○町有地等活用調査特別委員長（荒松廣志君） 町有地等活用調査特別委員会の委員会報告をいたします。

町有地等活用調査特別委員会は、平成18年12月21日に設置されて以来、16回の会議を開き、旧中山地区10カ所、大山地区11カ所、名和地区11カ所、計32カ所にも及ぶ遊休町有地等の利活用について、現地での踏査を含め、検討を重ねてまいりました。

その間、平成19年4月12日には中間報告書を町長に対して提出し、特別委員会としての活用方策を提案いたしました。その後、大山町役場大山支所の隣接地、中山隣保館跡地等、遊休地の売却処分も行われ、その他遊休地についても、執行部との協議の結果、おおよそ活用方策について一致をみましましたので、当特別委員会の調査を終了したく、別紙報告書の朗読をもって、報告といたしますが、時間の都合上、各施設ごとの活用方策の朗読は省略をし、附帯意見のみ朗読させていただきますので、よろしく願いいたします。

付帯意見、町有地の有効な利活用について、様々な課題があると解するが、課題解決に努め、財政の健全化、企業誘致、若者定住等のため、積極的に遊休地処分等を推し進められたい。

大山地区においては旧役場跡地、駐車場跡地を総合的な宅地開発として十分な活用を図られたい。大山農村環境改善センター前、旧高麗保育所跡地等は分筆、単価の見直し等の対策を講じ売却に努められたい。

また、ごみの焼却場、国信、福尾等については継続事項として、担当課において利活用の協議を推し進められたい。

名和地区においては、上福北側埋立地を工業団地として造成し、企業誘致、雇用の

創出確保のため、利活用の方針を十分に協議されたい。

豊成駐在所跡地、ひかりが丘分譲宅地残地、御来屋南区お満さん横、旧庄内地区集会所等は分筆、単価の見直し等の対策をとられ売却に努められたい。

また、押平児童公園、上大山農場分校跡地、神田分校跡地等については継続事項として、担当課においてその利活用について協議を推し進められたい。

中山地区においては、中山中学校跡地を活用しての町営住宅建設計画の明確化と、企業誘致予定地の売却に努められたい。以上です。

○議長（鹿島 功君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、以上で町有地等活用調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第 2 2 議員定数等調査特別委員会の調査報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第 2 2、議員定数等調査特別委員会の調査報告についてを議題とします。調査結果の報告を求めます。議員定数等調査特別委員長 森田増範君。

○議員定数等調査特別委員長（森田増範君） 議員定数等調査特別委員会の調査報告を行います。

大山町議員定数等調査特別委員会は、本町の行財政改革の取り組みや、県下の町村議会で見直しが進められている議員定数・報酬の状況を鑑み、本議会でも調査研究を行うため、平成 20 年 3 月 26 日に設置されました。以来、町財政のあるいは議会の今後を見据えながら会議を開催し熱い議論を重ねてまいりました。

このたび、別紙報告書のとおり、議員相互が議員定数の削減について確認し合うことができましたので、ここに報告いたします。

尚、議員の皆さまには活発な議論の中、まとめを示すことができましたことを深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは報告書を朗読いたします。

大山町議員定数等調査特別委員会は、議会が民主主義及び地方自治の根幹をなす重要な機能を果たすことを十分に理解したうえで、本町の財政の健全化に向けた取り組みや、県下の町村議会で見直しが進められている議員定数・報酬の状況を鑑み、調査研究を行うため設置されました。平成 20 年 3 月 26 日に、議員全員 21 人を委員として設置されて以来、都合 4 回の会議を開催し議論を重ねました。

1. 会議の経過、第 1 回会議 平成 20 年 4 月 28 日開催 出席議員 18 人、第 2 回会議 平成 20 年 5 月 27 日開催 出席議員 21 人、第 3 回会議 平成 20 年 6 月 11 日開催 出席議員 20 人、第 4 回会議 平成 20 年 6 月 13 日開催 出席議員 19 人。

2. 会議の概要、第1回の会議では、西伯郡東部合併協議会での大山町議員定数等協議の経過、鳥取県下の町村議会議員報酬及び議員定数の現状、全国類似団体の議員定数、報酬額等の比較、過去に取り組んできた大山町議会の経費削減の取り組み等についての配布資料をもとに、現状認識を行うことからスタートいたしました。また、6月議会定例会を目途に結論を導きだすこと、短期間ではあるが集中審議をすること、議員定数を削減すれば自ずから報酬総額を抑制することにつながることから、次回は、議員定数削減を主題に論議することを確認し合いました。

第2回会議では、定数削減について委員一人ひとりから意見を伺った。地方分権下、今後議会議員の果たすべき役割は大きい。すでに平成17年3月28日新町誕生時に、旧3町で45人在籍していた議員を21人に削減している。まだ、全町を選挙区とする選挙を一度も行っていない、一度やってから議員定数の見直し検討を等の意見がある一方で、面積的に広範な大山町住民の声を隅々まで聞くためには大幅な削減は望まないが若干の定数減はやむなし。財政状況や住民意識を勘案したとき2～3人は削減すべき。他の市町村の人口と本町の人口規模を比較し、5ないし6人を削減。逆に報酬アップや政務調査費の予算化を検討して、議員の処遇や活動環境の改善を図るべき等、削減数0人から、1人、2人、3人、5人、6人までの隔たりのある様々な意見がありました。このような主張の中から、前回の会議で定数減に向けて調査を行うことを確認している現状を踏まえ、削減数0人と少数意見であった5人～6人の削減案については、議論の対象外とし、次回の会議では、1人、2人、3人の定数削減案を協議することをしていただくよう確認し合って、会議を閉じました。

第3回目の会議では、これまでの会議の審議内容を相互に再確認したうえで、第2回目の会議で議論した1人、2人、3人の削減案を協議いたしました。

1人減を主張される主な意見は、減らさないという考え方ではあるが、減らすという前提なら1人、多数の議員がいた方が多様な議会運営が図れるため最低1人、今回1人減にし、次回に2人減とする案が示されました。しかし一方では、1人減らすくらいなら減らさないほうがよい、単なる課題の先送り、議員定数を将来にまで及び議論するのはどうか、新しい議員に委ねるべし等の異論もありました。

2人減の主な意見は、現状の議員定数を1割減とする、議会の多様な機能や権限を發揮する意味で、あまり多くの定数減は望ましくない等でありました。

3人を減とする主な意見は、3常任委員会の構成を考慮し3人減、地域感情を払拭し広い視野で検討し、目に見える形で改革を行わなければならない。議会の改革には住民が注目している等でありました。。

多くの意見・主張の中から、意見集約を行い、次回の最終会議で、2人削減もしくは3人削減の2案について協議することを確認し合って会議を閉じました。

第4回の会議では、冒頭に2人削減案が提案されました。この案の論拠としては、

①議会は、議会が求められている民意の反映、基本政策の立案、執行部の行政運営に対する調査・監視等の議会機能を果たすことが可能な体制であること。かつ、今日の住民意識、町の行財政の実情等を考慮したものであること。②県下の15町村の議員ひとりあたりの人口を見たとき、岩美町の1,125人から日吉津村の325人まで、大きなバラつきが見受けられる。しかしながら、議員ひとりあたり1,000人以上の町村は、岩美町以外湯梨浜町の1,003人しかない。

大山町では、県下のこの状況を踏まえ、議員ひとり1,000人を基準に判断することとし、人口約19,000人から算定すると19人の議員となること。等でありました。この提案を委員に諮りましたところ、全会一致で承認されました。

以上のような経過と審議の概要を述べ、本特別委員会の当初の目的を達成いたしましたので、下記のとおり総括を行い、議長に対する報告といたします。

記、1. 大山町の議会議員定数は、現行の議員定数21人から2人を減じて、19人とする。2. 各常任委員会の委員定数は、総務常任委員会7人、教育民生常任委員会6人、経済建設常任委員会6人とする。以上であります。

以上、報告いたします。平成20年6月23日、大山町議員定数等調査特別委員会委員長森田増範。

○議長（鹿島 功君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑があれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、以上で議員定数等調査特別委員会の調査報告を終わります。

日程第23 発議案第6号 ～ 日程第24 発議案第7号

○議長（鹿島 功君） 日程第23、発議案第6号 大山町議会議員の定数を定める条例の制定について、及び日程第24、発議案第7号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例についての、計2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

提出者 議員定数等調査特別委員長 森田増範君。

○提出者（議員定数等調査特別委員長 森田増範君） ただいま議題となりました発議案第6号 大山町議会議員の定数を定める条例の制定について及び発議案第7号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例についての、計2件について地方自治法第112条及び大山町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出期日、平成20年6月23日、提出者、大山町議会議員定数等調査特別委員会委員長 森田増範。

それではそれぞれの説明を申し上げます。

まず発議案第6号は、先ほど報告いたしました議員定数等調査特別委員会の調査報告に基づき、現行の議員定数21を2人減じて19人とするため、新たに条例の制定

を発議するものであります。

附則で、この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用することとしております。なお、大山町議会議員の選挙区及びその議員定数を定めた現行条例は廃止することとし、これに係る経過措置を規定しております。以上で、発議案第6号の提案理由の説明を終わります。

次に、発議案第7号は、発議案第6号と同様に、議員定数を2人削減し19人とする議員定数等調査特別委員会報告に基づき、各常任委員会の委員定数を総務常任委員会7人、教育民生常任委員会6人、経済建設常任委員会6人にそれぞれ改めるものであります。

附則で、この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用すること等の、所要な改正を行っております。以上で、発議案第7号の提案理由の説明を終わります。皆さまのご賛同どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第6号 大山町議会議員の定数を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「議長、20番、賛成討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） はい、まず反対討論ありますか。許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次に賛成討論を許します。西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 私や沢田議員、二宮淳一氏、その他数名の方は現状維持の意見でありました。しかし、先ほどの委員長の報告のとおり、修練されて本議案となりましたが、私の議員思いを込め、議会の存在を確認しながら、賛成討論をいたします。

自治体にとって、最も重要なポイントは現場主義であります。本来住民が主人公であり、その住民の必要性を満たすために地方自治体が構成されています。現場からの課題を見つけ、自ら必要な政策づくりをするという政策形成能力が常に問われています。

首長は、予算を編成し、条例案を作りはしますが、その良否を判断し、最終的に責任を持って決定するのは議会であります。議会と首長は車の両輪だと言われていています。このことは、もちろん正しいのでありますが、決定権という側面からみますと、むしろ議会の方がより重い役割を担う機関でなければなりません。

去る6月20日政府の地方分権改革本部は、分権改革要綱を決定しました。その中に基礎的自治体への権限移譲の項で第一次勧告に掲げた事務、359事務について都

道府県から市町村への権限移譲を検討し、分権改革推進計画に盛り込むとっています。

まさに地方分権の時代、市町村の時代が進みつつあります。新しい酒は新しい皮袋にと言います。この時にあたり、われわれ議会人は、地方議会のあり方、役割、意識改革の点検こそ喫緊の課題であります。いたずらに多数の定数削減を安易に論ずることには私は与しえません。

議会は本来真剣勝負の場であります。議会の本来やるべき3つの重要な機能は、ご承知のとおり、一つに立法的機能、二つに財政的機能、三つに行政監督的機能であります。この機能を従前たらしむる責務が根幹的論議であるべきであります。公益性の担保、自由闊達で多様性のある地方議会の構成に他なりません。特別委員会において、各自かなりの議論を重ねました。2名減ずることは、議会機能ぎりぎりの選択であります。議員一同、乾坤一擲、初心にかえり、住民福祉の向上に心新たにすることを誓い賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 他にありませんか。これで討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議案第6号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第7号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第25 発議案第8号

○議長（鹿島 功君） 日程第25、発議案第8号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めま

す。提出者 議会運営委員長 荒松廣志君。

○提出者（議会運営委員長 荒松廣志君） ただいま議題となりました発議案第8号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について、提案理由のご説明をいたします。

地方自治法第180条第1項は、「普通地方公共団体の議会の権限に属する事項中、軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方団体の長において、これを専決処分にすることができる。」と規定しております。専決処分は、議会を招集する暇がない時、あるいは特に緊急性を要する時に行われるものであり、乱用は長と議会の信頼関係を損なうとともに、議会軽視につながることとなりますが、このたび議会運営委員会で軽易な事項として5項目の抽出を行い、所管の各常任委員会でその事項についてご協議をいただきました。結果、賛同を得ることができましたので、議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について発議するものであります。

なお、地方自治法第180条第2項で、町長専決処分をした時には、これを速やかに議会に報告することが義務付けられております。以上で、発議案第8号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから発議案第8号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから発議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第26 農業委員会委員の推薦について

○議長（鹿島 功君） 日程第26、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は、2人とし、9番 秋田美喜雄君、8番 岩井美保子君、以上の方を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、

2人とし、9番 秋田美喜雄君、8番 岩井美保子君に、以上の方を推薦することに決定しました。

日程第27 議員派遣について

○議長（鹿島 功君） 日程第27、議員派遣についてを議題とします。会議規則第119条の規定により、お手元に配布しております7月17日に米子市で、鳥取県町村議会女性議員懇談会主催の研修会が開催されます。これに議員の派遣をしたいと思っております。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第28～日程第29

○議長（鹿島 功君） 日程第28及び日程第29、計2件の教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを一括議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布してあります申し出書のとおり、陳情第8号 後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情及び陳情第11号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情の計2件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第8号 後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、陳情第8号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） 続きまして、陳情第11号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情についてお諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第11号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、陳情第11号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第30 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第30、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第31 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第31、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第32 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第32、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第33 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第33、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ご異議なしと認めます。従って委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたします。

午前 1 1 時 3 5 分 休憩

午前 1 1 時 3 7 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開します。本日、所管の常任委員会に付託いたしました陳情 3 件について、経済建設常任委員長から、陳情審査報告書の提出がありました。お諮りいたします。経済建設常任委員会に付託した陳情 3 件とこれに係る案件 1 件について、日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第 1 2 号 町道上坪名和神社線改良工事における歩道の設置位置の変更を求める陳情、陳情第 1 3 号 農地転用等に関する国の権限・関与の維持に関する要請、陳情第 1 4 号 名和インターアクセス道に関する陳情 3 件とこれに係る案件 1 件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。ここで日程を配布しますので、暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 3 8 分 休憩

午前 1 1 時 4 0 分 再開

追加日程第 1 陳情第 1 2 号 ～ 追加日程第 3 陳情第 1 4 号

○議長（鹿島 功君） 再開します。追加日程第 1、陳情第 1 2 号 町道上坪名和神社線改良工事における歩道の設置位置の変更を求める陳情から、陳情第 1 4 号 名和インターアクセス道に関する陳情の計 3 件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長 足立敏雄君。

○経済建設常任委員長（足立敏雄君） ただいま追加議題となりました陳情第 1 2 号から 1 4 号までの 3 件につきまして、本日、平成 2 0 年 6 月 2 3 日付けで経済建設常任委員会で審査いたしました。審査人員は、全員の 7 名です。

まず陳情第 1 2 号であります。町道上坪名和神社線改良工事における歩道の設置位置の変更を求める陳情であります。

この町道の改修にあたりましては、3 月の一般会計の審査の時に、うちの委員会全員

で現地も見、当初予算の検討も加え、賛成で新しい事業ということで承認した案件であります。この町道には、既に信号機や横断歩道が設置されております。しかし通学道路でありながら、町内には、交通安全の、え、すみません。町内には交通安全の面から見て、歩道のない道路や幅員の狭い道路がたくさんあります。早期に現在計画されています改良工事を完成すべきとの意見が多く、不採択すべきものと決しました。途中の経過も少し申し添えておきますが、一応町の方では、幅は歩道とも車道とも十分とるというのを前提として金ができるだけかからない状況での南側、山側の方を計画しております。安全面という意味で、この200何十名かの反対の陳情が出たわけでありまして、実際にこの陳情を出された方々に、現在の町の考え方、それから今までの経緯等を全部説明文を付けて、全員の方にもう一度説明会を開くということで通知を出しました。その結果、僅かの方しか説明の会場には来ていただけなかったということで、逆にこの説明文でご了解いただけたんじゃないかなというふうにわたしたちも判断したところであります。以上のような理由で、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第13号、これは、農地転用等に関する国の権限・関与の維持に関する要請であります。この陳情に関しましては、今後国の動向を見ながら委員会として判断をするという結論に達しました。現在大山町では農業委員会の委員さんの選挙というのにも目前に迫っておりますし、それからこれに対しての統一的な見解が県内の農業委員会の中でもはっきりしていないということで、継続審査として取り扱うというふうな結論づけました。

続きまして、陳情第14号は 交通量が当初の、すみません。第14号 名和インターアクセス道に関する陳情ということで出ております。

この陳情第14号は、交通量が当初の予想を大きく上回り、交通事故も発生し、住民の思いも理解できることから、多数決により趣旨採択としました。

この陳情に関しましては、いろんなご意見がありました。まず陳情が出たのが、議会の本当に終わる寸前になってからということで、取り上げるかどうかというところから、議論をいたしまして、そうはいつでも四角定規な判断で、せつかく住民の方から出た陳情を次の議会に廻すということは忍びないということで、まずこれを取り上げるということで決めて取り組んだ次第でございます。

そしてこの陳情を取り上げるということで取り組んでいきましたが、先ほどの答弁書の中にもちょっと言いましたように、交通量が、当初の予想よりほんとうに大きく上回ったり交通事故もあつたりして、大変この近辺の住んでおられる方は大変だなというのはよく分かります。ただ、今回出ておりました陳情には、ややもするとこの山陰道の進捗、早く付けたいというようなことが、逆の意味に捉えられかねない、表現方法等ありまして、いろいろと委員会の中でも分かれましてけれども、最終的には委員

長採決で趣旨採択ということにさしていただいています。で、合わせてこの住民の方々のいろんな大変な状況というのは、よく理解できるということで、実は大山町長、それから議長等も前からこのことに対しては、県にも国にもいろいろな形で要望されてたわけですが、こういう陳情が出た関係上、もっとストレートに県と国交省の方に要望を出そうということで、要望書の方も作って、準備ができています。

これを議会の方で可決するものでもありませんけれども、一応こういう形で、住民の方から出た陳情に対しまして、議会も執行部も応えると、頑張っって前向きに検討しているということを町民の皆さんに理解していただくためにも一応その予定の要望書を読ませていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

要望書、山陰道名和インターアクセス道路騒音対策について、平素は山陰道県道整備に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて山陰道大山インターチェンジから名和インターチェンジまでの間が、今年の3月29日に開通し、地域住民、国道9号利用者にとって、格段に利便性、安全性が高まり、本町におきましても企業誘致や大山中海圏域での広域的な観光連携に大きな効果を期待するところであります。

山陰道アクセス道路の整備に多大なご尽力をいただきました国土交通省鳥取県に対し、重ねてお礼を申し上げます。本町では開通を景気に山陰道を生かした地域活性化対策を積極的に、展開してまいる所存であります。

しかしながら、利便性が高まった反面、交通量の激増、大型トラック等が猛スピードで走ることに伴う騒音・振動など、沿線地域の環境悪化という新たな問題が発生いたしました。

名和インターチェンジの開通と同時に起きたこれらの問題に対し、関係機関のご協議により、車輛の減速による安全対策、騒音、振動、粉塵等の環境対策に迅速かつ適正な処置を講じて頂いておりますことについて、深く感謝申し上げる次第であります。

このたびの騒音、振動発生の大きな要因は、このアクセス道路が家屋連担区域を走り、また線路を跨ぐ大きなカーブもあること。従来、国道9号を走行していた車輛のおよそ5割が一気に名和インターチェンジへ押し寄せたことによるものであり、いまだ沿道住民からは、環境、安全対策について、強く意見・要望が出されております。今後も、より効果的、抜本的対策を講じていただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

山陰道が全線開通すれば、車の流れは分散し夜間の大型トラックの交通量も激減することから、提起されています沿線地域の生活環境は、即時に回復するものと思われまます。全線早期開通に向けては、平素からご努力頂いていることは重々承知をしておりますが、沿線住民の切なる訴えをご理解いただき、一刻も早い開通に、さらなるご尽力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

本町といたしましても、早期開通に係る諸課題の解決に向けて万全を尽くす所存でありますことを申し添えます。

平成20年6月24日、宛先は、鳥取県知事 平井伸治さん、あと国土交通省、差出人を町長、議長の連名で出すようにしております。以上です。

以上のような事情を鑑みて、第14号名和インターアクセス道の関する陳情は、趣旨採択ということに決しました。以上であります。

○議長（鹿島 功君） これから町道上坪名和神社線改良工事における歩道の設置位置の変更を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7番 川島正寿君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 7番、川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） 先ほど委員長の説明でございましたですが、220何名の反対者があった。それでさらなる町の説明として案内を送ったけれども参加者が少なかったということがございましたが、土地の提供者、それともその集落関係者にはご案内の方はどのようなようだったのでしょうか。それで、そういった道路整備する保護者関係ばかりではなく、住民等にも説明が必要だったと思われませんが、その辺はどのようなになったか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） はい、経済建設常任委員長 足立敏雄君。

○経済建設常任委員長（足立敏雄君） うちの委員会の方に担当課長の方からいろいろと聞いたところによりますと、そういうところでの説明会もこの春までに一般、3月の当初予算のときまでにあらかたのところは、全部してあるというふうに聞いております。以上です。

○議長（鹿島 功君） いいですか。

○議員（7番 川島正寿君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） あの、お尋ねしますが、歩道が北側に付くということもきっちり説明があったのでしょうか。これは委員長の方ですか。それとも……。

○議長（鹿島 功君） 足立敏雄君。

○経済建設常任委員長（足立敏雄君） 北側じゃなしに南側だな。南側に付けるということで説明してるはずですよ。で、今要望が出ているのは、それを北側にしてくれということですので、当初予算のときから、もう南側に付けるということで、説明をしているというふうに聞いておりますし、僕らもそういうふうに現地を見て、説明を受けています。以上です。

○議員（7番 川島正寿君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 川島正寿君。

○議員（7番 川島正寿君） あの、普通考えれば、予算のときにも思いを述べました

ですが、北側に付けた方がスムーズに中学校の方に帰るとというふうに思うわけですが、車道等の考えもあるかもしれませんが、多少縮小してでも北側に付けるというような考え方は出来なかったのでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 足立敏雄君。

○経済建設常任委員長（足立敏雄君） 縮小するという今案を出されたわけですが、もともところこの道路をですね、何のために造るのかと。子どもたちの安全のために増える、予想される交通量の増加、それから自転車等もきっちり通れるような歩道ということで、歩道と車道に十分な幅をとって、本当に安全に気を使ってやってやるわけです。逆に狭めて安全性が悪くなるんだったら、僕は逆に今の形で広くて安全性がいい方がいいんじゃないかという考え方で、今までうちの委員会もやってきております。

で、先ほどはっきり言えたかどうかちょっと分かりませんので、もう一度説明させてもらいますが、今回この陳情で一番問題になるのは、交差点の横断がですね、いっぺんで済むのか、こう2へん横断するのかということだけでございます。で、だけというとな怒られるかもしれませんが、要は横断歩道を1回渡って行けるのか、こう直角に2回渡らなきゃいけないかというところだけございまして、逆に他の方を渡ったりとかどうか増やすぐらいでしたら、信号もある、きちんと安全が確保されているそこを横断するのが、一番安全じゃないかなというふうに思います。で、例え小さく、道路を小さくしてでもという案につきましては、何のためにするのかということに関わってきますので、それはちょっと議論としてはおかしいんじゃないかなというふうに思います。せっかく安全な道路が、車道が2面とれて、子どもたち歩くと自転車がきちんと取れるという状況を造るわけですから、これは安全を求めるということが、あくまでこの案の沿っていただいたほうが、ずっと安全だと思います。

それから確かにこれ、北側の方のすれば、できることはできますけれども、大変な増額になります。この3,000万、4,000万という増額を覚悟するんなら、まだこの他にもいっぱい子供たちの通学路で整備ができていないところは名和だけじゃなしにいっぱいあります。ここだけじゃなしに。で、そういうところを少しでもやった方が町民全体のためにはいいんじゃないかなというふうに思います。

それから先ほどしゃべるのを忘れましたが、今先ほども言いましたように、当初予算3月の予算、議会中に通して、それから2日か3日後にこの陳情が出ております。で、この陳情はそこで出たことによってですね、うちの議会がこの6月に審議するまで、この間全部作業が止まっております。で、下手すると今年度中にもしかしたら着工できないかもしれない、そういう状況にも今なるかもしれないという状況にあります。で、うちの委員会で一番その辺も問題になって、とにかく1年でも早い方が子どものためにはいいんじゃないのと。で、これ下だ、上だって言っとる間に、1

年も2年も過ぎるようなら、ほんなばかな議論してる暇はないんじゃないのっていうのがありまして、まあとにかく早く安全な道路を作るということに専念していただきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第12号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立少数です。従って、陳情第2号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

----- . ----- . -----
○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第14号 名和インターアクセス道に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

----- . ----- . -----
追加日程第4 経済建設常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（鹿島 功君） 追加日程第4、経済建設常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配布してあります申し出書のとおり、陳情第13号 農地転用等に関する国の権限・関与の維持に関する要請について閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第13号 農地転用等に関する国の権限・関与の維持に関する要請について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、陳情第13号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。これで会議を閉じます。平成20年第6回大山町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

○局長（諸遊雅照君） 一同起立、礼。

午後12時2分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員